

第2号様式

知能犯情報等収集要綱の制定について（概要）

（令和5年9月4日 鹿捜二第54号ほか）

本通達は、別添要綱において、知能犯罪に関する情報及び資料を収集し、これを有機的に活用するため必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は

- 知能犯情報等の収集及び報告義務
- 知能犯情報等収集上の留意事項
- 情報の分析及び検討

等である。